一月一日の紙上　種々の漫畫

明治廿四年一月一日の時事新報には種々の漫畫を挿入して讀者の笑覧に供すべし

歳末歳首の廣告、

歳末歳首の時事新報に廣告御掲載相成度方は可成至急御申込被下度左の期日に後れたる廣告の申込は御依頼に應せざる事あるべし

三十日の紙上に掲ぐるもの　來る廿八日迄
三十一日同斷　來る廿九日迄
一日同斷　來る三十日迄
二日同斷　來る三十一日迄

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

時事新報

・新聞紙條例

新聞紙條例改正の議論も遠からずして國會議場に現はるべしと云ふ條例は果して如何なる改正を見るべきか我輩聊か希望を述べて其參考に供せんと欲す或人の説に新聞紙は全く自由の刊行を許し一切無條例たらしむべしと唱ふるあり即ち其實例は彼の米國の如きものにして本來は左みそありたき事なれども如何せん我國新聞紙の經歴は之を許さず蓋し人を支配するは馬に乘るが如く御法正順なれば馬も亦正順に歸し御法僻する所あれば馬も亦僻する所あるに均しく人々個々の交際より治者被治者の關係に至る迄都て御法の反照を顯はすの常なれば我國の新聞紙に條例規則の止む可らざるに至りし所以も亦實に政府の御法之をして然らしめたる跡なきに非ず明治八年始めて新聞紙の取締法を設けし以來政府の當局者は常に一種不快なる筆法を以て新聞社會に臨みたるが爲め操觚者流も心に癖を生じ又筆に病を生じて往々岐路に逆行するの有樣となり以て今日の勢を成したるとなれば今となりては是非とも之を制裁するの道なかる可らず既に斯くの如くなれば將來に於ては之を如何ともす可らず唯政府の規律を俟つの外他に方法とてもなければ條例の設定は止むを得ざるの必要に出るものとして爰に我輩が現行の條例中夙に改正を希望する所は其第十九條に見ゆる發行停止の事なり抑も治安を妨害し風俗を壞亂するものと認むる新聞紙あらば其新聞紙だけの發賣頒布を禁するは猶は可なり論後引續き幾週幾月の間その發行を停止するとは何故なるや向來此等の違犯なき樣懲罰せんが爲めに外ならざるべしと雖ども懲罰の爲めとすれば罰金に從するの方法もあるべきに殊更に發行を停止するは徒らに當業者を惱すの工風と云はざるを得ず發行停止も損害なり罰金も亦た損害なり同じく損害を以て懲罰する上は成るべく其の意地惡るきを避くるこそ文明の政道なれ近來は死刑に處するにも磔、首斬等を慘酷なりとして絞殺又は電殺するの新案さへあり君子は其罪を憎んで其人を憎まず況んや冥々の間に人を惱ますの工風に於てをや文明社會の一大缺典と云ふ可きものなれば發行停止も亦みれに代ふるに罰金を以てせんこと我輩が第一の希望なり又た條例違犯の處罰中發行人又は編輯人を禁錮に處するの箇條あり禁錮とは盜賊輩の入牢と殆んど相似たるものにして士君子の固より堪ふる所にあらざれば新聞業者に於ては此の條例を恰かも一種の大法と認め萬一の苦痛を避けんが爲め身躬から責に當らずして發行編輯の事をば殊更に他人に托するとあり甚しきは單に名義のみの人を雇ふて表向きの責任を負はしむるものさへなきに非らざれば斯る名義上の雇人を禁錮したればとて彼等は始めより覺悟の事にして新聞業者に取りては殆んど懲罰を感ぜざるに均し然るに外面より之れを見れば紛れもなく新聞業者を禁錮したるとにして體裁甚だ美ならず事實に効なくして徒らに法の苛酷なるを示すの姿なれば禁錮の文字は寧ろ之れを削除して一切罰金と改むる方得策なるが如し如何となれば罰金は新聞社全體の損害と爲り其結果は社員銘々の身に及んで十分の懲罰たる可ければなり

右に述ぶる所は處罰の方法に過ぎざれども元來條例を設けて制裁するの精神を案するに要は唯新聞紙の品位を高尙にして世の患はしき機關たらしめざるに在るとなる可ければ今度改正を加ふるに付ても主として着意すべきは此邊に外ならず從來政府が新聞紙に對するの筆法は自衞の主意に專にして政治以外の記事に付ては頗ぶる寛大なりしが故に輕躁浮薄の輩は容易に新聞紙を發行して容易に事を記し其中には猥褻鄙陋の事も手に取る如く記載して常人の耳目に堪へざるものもあるのみか却て之を其本色となし紙面悉く汚醜を連ねて得々たるものあり或は否らざるも殊更に人身攻擊を好み人の名譽を毀損して以て已れが媚を獻ずるの材料となす者もありて新聞紙の品位如何と云ふに至ては我輩も殆んど筆を執るに懶くして實に今世の大欠典と云ふの外なし此等を成るべく嚴重に取締るこそ社會の爲めに必要なれば政府が是れまで政治の事項に注意したる其注意を移して社會の面目に差向けんこと我輩の最も希望する所なり是れに付ては新聞發兌の保證金の如き最も必要なるものにして世の論者中には全廢の説を唱ふる者なきに非ざるが如くなれども我輩は少なくとも現今の額に止め猶ほ增加の沙汰あるも決して之を咎めざるべし

官報

〇宮內省告示第三十號
朝彥親王第三女安喜子女王殿下勅許ヲ經テ昨二十四日正三位侯爵池田章政男正五位池田詮政ニ歸嫁セラル
明治二十三年十二月廿五日　宮內大臣子爵土方久元

〇第二豫備金支出
明治二十三年度第二豫備金支出
第十九回
一金參萬千九百七拾六圓　栃木縣水害費補助
栃木縣下本年水害ニ罹リ土木費ノ補助ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀內務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十八日勅裁ヲ得タリ
明治二十三年十二月廿五日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

一昨日の衆議院議事（昨日の續）

次に書記官第十三條を朗讀す

末廣重恭氏　本員は本案を左の如く修正せんとす「第十三條版權年限を經過するも版權所有者の願出に依り內務大臣に於て必要と見做すときは仍ほ十年間版權保護の年限を延すことあるべし」此は文書圖畫に修正する所以は原文の如く必ずしも世に有益なる文書圖畫にして版權年限の利益其著作出版の勞力と費用とを償ふ能はざるの事情あるものは之れを延期するも不可なき實際に至つては却て利益を限りある者にあり延ばす可きものなり又世の中の文學上種々の利益を擧げて害ふに至る可き旨を辯明したり

植木枝盛氏　予も末廣君と同意なり全體著作物ある所の文書圖畫あればこそ版權延期の必要ありと云ふ可し
（末廣君の修正に贊成の聲續々起る）
議長　末廣君の説は定規の贊成を得議題となれり就て之れに同意の諸君起立あれ
多數　依て之れに決す
（書記官第十四條以下十八條まで朗讀す）
議長　曰く別に發議なくんば起立を省き原案に可決せしものと認む
（次て書記官第十九條を朗讀す）
議長　末廣君より本條第二項「他人の講義又は」の下（公然ならざる）の文字挿入の修正ありたる旨を述ぶ
末廣重恭氏　只今議長より陳告せられたる修正は出版條例中公然ならざる演説を筆記し云々とあるがため同條例と牴觸せざらんことを要し之れを挿入する所以なり
（贊成者續々起る）
議長　は末廣氏の説には定規の贊成ある旨を述べ同修正説贊成者に起立を命ぜしに
多數にて可決
（次で書記官第二十條二十一條を朗讀す）
議長　本條も發言者なくば原案可決と認む
（次て書記官第二十二條を朗讀す）
末廣重恭氏　本條第一項に對しては文字の修正を爲さんとす乃ち「著作者又は其相續者以下「の承諾を得ず」を創除し第二項に至つては尤も反對の意見を有する者にして既に第一讀會に於ても喋々非難せし所なり元來神社寺院佛堂等の守札に版權の保護を與ふ可きものにあらずして稻荷樣や不動樣や佛樣が專賣特許のものなれば可なるも正一位は却て一方には各村々至る所にありて故にこれを保護すれば一方には混雜を來し一方に紛爭を生ずる種たるに過ぎざれば第二項は悉皆抹殺せんとす
鈴木萬次郎氏　[illegible]

[illegible]

議長　本條第一項に付て高梨氏の修正説に贊成者は起立
（起立多數）

第二項削除、[illegible]